

社会保障・社会福祉判例

被告が経営する介護老人保健施設に入所中に転倒して傷害を負った原告が、被告に対し、①被告の債務不履行、②被告の不法行為、③被告の職員である介護士の不法行為についての使用者責任に基づき、損害賠償及び遅延損害金の支払いを求めた事案。

一審判決は、被告が原告の動静に注意して原告が歩行する際に被告の職員が必ず付き添うべき義務があることは認めることができないが、定期的に原告の動静を確認し、その安全を確認すべき義務が被告はあるということができるとした。その上で、どの程度の時間間隔を置いて定期的に動静を確認すべきかは、その時の入所者の状況、予測される危険の程度、人員の配置状況にもより一義的に確定し得るものではないが、本件においては50分間にわたり原告の安全が確認されておらず、その間、原告は放置されていたと言ってよく、50分間という時間間隔は、認知症に罹患している入所者に、何らかの事故の危険が具体的に生じ、又は、現に事故が起った時に、速やかに駆けつけ、対処ないし救助ができることができる時間とは到底言えないところであり、被告にはこの点で動静確認を怠った過失があるというべきであり不法行為責任及び債務不履行責任のいずれもが発生すると認められるとして被告に賠償を命じた。

控訴審判決は、転倒はその性質上突発的に発生するものであり、転倒のおそれのある者に常時付き添う以外にこれを防ぐことはできないことから結果回避可能性が認められず、また、原告には、本件事故以外にシルバーカー使用時の転倒事故が生じた事実はなかったことからすれば、予見可能性も認められないとして一審判決を取り消し、原告の請求を棄却した。

福岡地方裁判所大牟田支部判決（平成24年4月24日）

平成22年(ワ)第97号 損害賠償請求事件

参考 控訴審：福岡高等裁判所判決（平成24年12月18日） 平成24年(ネ)第605号

判決

の各負担とする。
四 この判決の第一項は仮に執行することができる。

福岡県大牟田市×××

原告
同法定代理人後見人
同訴訟代理人弁護士

X₂ X₁

事実及び理由

第一 請求

福岡県大牟田市△△△
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

寺田 玲子
永尾 廣久
中野 和信
桑原 義浩
田上 普一

被告
同代表者理事長
同訴訟代理人弁護士
同訴訟復代理人弁護士

被 告
八坂 泰生
浜田 宏
石田 澄
瀬 憲夫

医療法人Y₁
Y₂

被 告
三〇三五万九
八九一円及びこれに対する平成二一年二月二六日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

本件は、原告が、被告が経営する介護老人保健施設に入所中に転倒して傷害を負ったことにつき、被告に対し、

①被告の債務不履行、②被告の不法行為、③被告の職員である訴外A介護士（以下「A」という。）の不法行為についての使用者責任に基づき、損害賠償及びこれに対するいざれも事故の日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払いを求める事案である。

一 被告は、原告に対し、二七一九年八七八三円及びこれに対する平成二年二月二六日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

二 原告のその余の請求を棄却する。

三 訴訟費用はこれを一〇分し、その一を原告の負担とし、その余を被告

以下の当事者以外の関係者の氏名は、特に必要がない限り、名字のみで記載することとする。

一 前提事実

(1) 原告は、大正一五年×月×日生まれの女性であり、本件事故当時八二歳で、レビー小体型認知症に罹患していた。(争いがない)

(2) 被告は、「介護老人保健施設M」(以下「M」という)を経営するものであり、「病院及び介護老人保健施設を経営し、科学的かつ適正な医療及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することと共に、障害者基本法の理念に基づき、社会復帰援助を専門的に行う」とを目的」(《証拠拠略》)とした医療法人である。(争いがない)

(3) 平成二年一月一七日、原告は、被告との間で、「M」の利用契約(《証拠拠略》)を締結した(以下「本件利用契約」という)。(争いがない)

(4) 本件利用契約は、「介護保険法関係諸法令の定めるところにより、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようとする

への復帰を目的」(《証拠拠略》)として(原告の主張)

ア 被告の安全配慮義務

(5) 原告は、本件利用契約を締結した当日から「M」に入所した。(争いがない)

(6) 平成二年一月二六日午後三時一〇分から同日午後四時までの間に、原告が、「M」内の自室ベッド横の足元側で転倒するという事故(以下「本件事故」という)が発生した。(争いがない)

(7) 原告は、本件事故により、上口唇挫創、下頸部挫創、両側関節突起骨折、321歯槽骨骨折、下頸体部骨折の負傷をした。(《証拠拠略》)

(8) 平成二年一月二六日、原告は、R病院において、上口唇を三針、下頸部を三針縫合する手術を受け、その後、同年三月三日から同年四月二七日まで、S病院に入院し、その間の同年三月一二日、左下顎骨関節突起部及び下顎骨体部の観血的整復術の手術を受けた。(争いがない)

(9) 原告は現在要介護5の認定を受け、介護を受けている。(《証拠拠略》)

務を負っている。

また、被告は、自ら策定・計画したるにより都道府県知事の許可を受けた上で、介護老人保健施設を開設している事業者である。「介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようとするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならぬ」(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第一条)のであり、そのサービスは、「施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえた「妥当適切」なものでなければならぬ。(同基準一三条一項、《証拠拠略》)

そして、被告は、介護サービスのプロフェッショナルとして、高度な介護義務及び安全配慮義務を負っている。イ 被告の具体的義務違反について
 ① 原告の動静を見守り、歩行の際
 に側に付き添う義務
 i 義務の存在について
 原告は、前記のとおり、本件事故当時、八二歳と高齢であり、レビー小体型認知症に罹患しており、転倒の危険性が高かった。レビー小体型認知症の症状は、具体的な内容の人や小動物について特有な幻視、認知機能の変動、パーキンソン症状の手足の震えがあり、進行すると、パーキンソン症状が目立

とともに、利用者の居宅における生活

二 爭点

(1) 被告の債務不履行の有無

被告は、施設の利用者に介護サービスを提供するにあたり介護事業者として利用者の生命、身体に危害の及ぼないように、事故防止のために必要な措置を尽くし、その安全に配慮すべき義務を尽くして、その安全に配慮すべき義務を負っている。

ち、起立や歩行が困難になり、転倒しやすくなることが明らかであった（《証拠略》）。また、原告は本件事故当時、視力障害、聴力障害を有していた（《証拠略》）。また、原告の歩行は、「突進性歩行」であった（《証拠略》）。退院・退所時要約（《証拠略》）には、「歩行はシルバーカー使用だが、ふらつきあるため見守りが必要」「レビー小体型認知症でもあるため動作緩慢、被害妄想もあり、不安になることが多い、感情失禁もある」と記載されている。

そして、原告は、「M」に入所する前、被告の運営する「グレープホームQ」（以下「Q」という。）に入所していた（《証拠略》）が、平成二〇年一二月二六日、低血糖による意識障害でT病院に救急搬送され（《証拠略》）、これを受けて、介護士が中心になって介護している「Q」での対処は困難であるため、専門の医師や看護師がいる介護老人保健施設「M」に移るよう求め、平成二一年二月一七日、「M」に入所した。

原告が「M」に入所する際、原告の「M」の医師及び看護主任に対し、原告には転倒の危険があるため見守りをきちんとしてもらうよう念を押した（《証拠略》）。また、被告は、原告が「Q」に入所してから本件事故まで原告のケアを続けていたから、原告が族が転倒を危惧していることや原告には転倒の危険があることを認識し、その上で、被告自身の短期目標として、「転倒、怪我を防ぐ」としたサービス計画書を作成し、「①歩行中はふらつき等に注意し、見守り又は危険のない様介助を行う。②シルバーカーを使用されず、歩行されている時はシルバーカーを手渡し、危険のない様見守り、又は介助を行う。③自室におられる時も危険のない様見守りを行う。（その都度ナースコールの説明を行う。）④リハビリを行う。（歩行訓練等）⑤室内の環境整備を行う。（Pトイレ設置、床等が濡れていないか注意する）」ことを決めていた（《証拠略》）。

長女（現在の原告の法定代理人後見人X2、以下「X2」という。）は、「M」に入所した翌日の平成二年二月一八日午前二時四〇分には、原告は、ドンと物音をさせベッド横にシルバーカーを持つたまま座り込んでいた（《証拠略》）が、これは、原告がベッドから転落したことが明らかであつた。

原告は、「C」自席着席後、A介護士の声掛けに応じオツ撮取・水分補給。一五時四〇分頃、A介護士がトイレ誘導の声掛けを行つた際、「行かん」と応答しており、同時刻までは自席に居た事は確認されている。」との記載がある。《証拠略》には、「その後に自身でシルバーカーを押して自室に戻り、転倒したものと思われるが、その「X1」行動を確認した「被」職員は居ないという。」とある。

以上から、被告は、原告の動静を見守り、原告が歩行しようとする際には側で付き添う義務を負っていた。ところで、《証拠略》は、本件事故後一年八か月も経つてから提出されたものであり、そもそも一五時四〇分のAの声掛けの記載は信用できない。本件事故直後に原告の家族からの求めに応じて作成された「入所状況報告書」（《証拠略》）には、Aの声掛けのことは一切記載されていないし、日々の介護に並行して作成される「ケア記録」においても、一二時に昼

ii 義務違反の事実

の報告（《証拠略》）には、一五時二〇便失禁、ドンと物音がしてベッド横で

座り込んでいる、他利用者の服を取り出す等の行動が見られた（《証拠略》）。原告が「M」に入所した翌日の平成二年二月一八日午前二時四〇分には、原告は、ドンと物音をさせベッド横にシルバーカーを持つたまま座り込んでいた（《証拠略》）。元側）にて転倒されているところを発見。出血されており床に歯が抜けている。血痕は、ベッドの足元左側の柵にも付着していた。」との記載がある。

また、《証拠略》には、「C」自席着席後、A介護士の声掛けに応じオツ撮取・水分補給。一五時四〇分頃、A介護士がトイレ誘導の声掛けを行つた際、「行かん」と応答しており、同時刻までは自席に居た事は確認されている。」との記載がある。《証拠略》には、「その後に自身でシルバーカーを押して自室に戻り、転倒したものと思われるが、その「X1」行動を確認した「被」職員は居ないという。」とある。

ところで、《証拠略》は、本件事故後一年八か月も経つてから提出されたものであり、そもそも一五時四〇分のAの声掛けの記載は信用できない。本件事故直後に原告の家族からの求めに応じて作成された「入所状況報告書」（《証拠略》）には、Aの声掛けのこと

は一切記載されていないし、日々の介護に並行して作成される「ケア記録」においても、一二時に昼

食、入浴の記載がされてから、一六時に自室で転倒するまでの間の一切の記録がない。Aの一五時四〇分の声掛けの記載があるのは、本件事故から一年七か月が経過した後に作成された『証拠略』だけである。被告職員からの面談聴取日は平成二一年一〇月一六日と本件事故から約八か月後とされているが、本件事故から一か月半ほどで作成された入所状況報告書よりも詳細な事実が後に判明したとは考え難い。Aの一五時四〇分の声掛けはなかつた可能性が高く、一五時一〇分から一六時までの間、被告は原告の行動を把握していないなかつた。

以上のことより、本件事故当時、五〇分間にわたり、誰も原告の動静を見守っておらず、職員間の引継ぎもされていなかつたもので、被告は、原告を見守り、原告が一人で歩行しようとする際に原告の側に付き添う義務に違反した。仮に、その時間間隔が二〇分間であつたとしても、その間誰も原告の動静に關知していない以上、被告に同様の義務違反があることに変わりはない。

そもそも、被告は、「P」においては、転倒の危険がある入所者が歩いているときであつても、側に付き添うの

ではなく、被告職員が他の業務を行ひながら、見守るに過ぎず、見守りすらしないこともあつたという（証人B、証人C）。被告は、その危険性を家族に十分に説明している以上、側に付き添う必要はなく、転倒した場合にはあくまでも自己責任であると主張しているが、そのような介護体制を敷いていること自体、安全配慮義務に違反している。また、支援相談員であるJは、自立している入所者に対しては見守りや付き添いは必要なく、一人で自室に戻ることは何ら異常なことではないと述べているが、転倒の危険の高い認知症の入所者が一人で歩いていることを自立と言いつこと自体、安全配慮義務違反を如実にあらわしている。被告は、老人介護保健施設が原則として身体拘束ができない施設であることも主張しているが、そうであるからこそ、特に被告は原告の動静を注視すべきであつた。

② 家族に対する説明義務

i 義務の存在

原告は、何かに拘まれば一人で立ち上がることができ、またシルバーカーがあれば移動することができたのであるから、原告が一人で移動してしまった場合に備えて、大きめのシルバーカーを用意する等の対策を探るべき義務があつた。

ii 義務違反の事実

原告が一度転倒したことについて、被告は、原告のシルバーカーを大きめ義務もしくは安全配慮義務に基づき、くる等の対策を講じていない。

原告の家族に説明すべきであった。これを説明すれば、原告の家族としても、被告職員と話し合い、原告の見守りを注意して行うよう希望したり、原告家族が頻繁に見舞う等の対策を練ることが可能であつた。

ii 義務違反の事実

被告は、原告が一度転倒したことがあったことを、原告の家族に対して説明していない。原告が転倒の際に我が身をしなかつたとしても、転倒もしくは尻もちをついていたことは確かなのであるから、被告は原告の家族にそのことを報告すべきであつたのに、報告しなかつた。

④ 介護職員の員数を確保すべき義務

i 義務の存在

被告は、「M」の看護職員及び介護職員の員数が、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「基準」という）（『証拠略』）で定められた員数を満たすべき義務がある。即ち、本件事故当時、「M」の二階には、三八名の人所者がいたから、基準にしたがつて算出すれば、本件事故当時には、「M」の二階には、一三名の職員が稼働している必要があつたと考えられる。

被告は、基準は、あくまでも配置基準に過ぎず、當時その人員が稼働していることが必要とされるものではないし、またそれは施設単位で見るものであつて、施設の階ごとに要求されるものでもないと主張する。たしかに、基準の一般論はそのとおりとしても、被告は、自ら、「当施設では、入所の方と看護介護職員との割合は3:1とし、常時配置基準以上の職員を配置しております。」と強調しており（『証拠略』）、入所者としては、入所者三名に対して看護介護職員一名が介護サービスに対応してもらえると期待するのが

通常である。

看護職員及び介護職員の員数は、安全な介護を行うための定めなのであるから、その員数を下回った時点で、介護義務及び安全配慮義務に違反していることになる。また、しからずとしても、被告の介護義務及び安全配慮義務違反を強く推認させるものと言える。

ii 義務違反の事実

被告が本件訴訟提起後に作成した資料である《証拠略》によれば、本件事故当時は一二人の施設スタッフしかいなかつたというのであるから、明らかに三人に達しておらず員数が足りない。また、本件事故当日に作成された管理日誌（《証拠略》）によれば、本件事故当日における勤務者は一〇人しかおらず、実際には、看護職員及び介護職員の人数は一〇人だけだったことが強く推認される。

本件事故当時、「M」の二階入所者三八名に対しても看護介護職員は一〇名しかいなかつたのであり、自ら強調している「3・1」の職員の配置と明らかに異なっていた。

被告において適正な看護・介護スタッフの配置をしていなかつたことは明白である。

被告が本件訴訟提起後に作成した資料である《証拠略》によれば、本件事故当時は二階入所者三八名の内、四名は入浴介助に当たっていた。同時に入浴介助ができる入所者の数は一人が限度であるとするところになる。また、しからずとして看護介護職員の残り六名で介護しなければならない状況であったことになる。そして、《証拠略》によれば、aユニット一四名、bユニット一四名の介護はたつた三名の被告職員で担当することとなつていて、これでは、入所者の排泄介助をするなどすれば、当然に他の入所者からは目を離さざるを得ない。また、本件事故当日に作成された管理日誌（《証拠略》）によれば、本件事故当日における勤務者は一〇人しかおらず、実際には、看護職員及び介護職員の人数は一〇人だけだったことが強く推認される。

本件事故当時、「M」の二階入所者三八名に対しても看護介護職員は一〇名しかいなかつたのであり、自ら強調している「3・1」の職員の配置と明らかに異なっていた。

被告は、被告の全職員に対し、原告に転倒の危険があることを周知させる義務があつた。

ii 義務違反の事実

被告が本件事故当日は、入浴介助日であり、「M」二階に居た看護介護職員一〇名の内、四名は入浴介助に当たっていた。同時に入浴介助ができる入所者の数は一人が限度であるとするところになる。また、しからずとして看護介護職員の残り六名で介護しなければならない状況であったことになる。そして、《証拠略》によれば、aユニット一四名、bユニット一四名の介護はたつた三名の被告職員で担当することとなつていて、これでは、入所者の排泄介助をするなどすれば、当然に他の入所者からは目を離さざるを得ない。また、本件事故当日に作成された管理日誌（《証拠略》）によれば、本件事故当日における勤務者は一〇人しかおらず、実際には、看護職員及び介護職員の人数は一〇人だけだったことが強く推認される。

本件事故当時、「M」の二階入所者三八名に対しても看護介護職員は一〇名しかいなかつたのであり、自ら強調している「3・1」の職員の配置と明らかに異なっていた。

被告は、被告の全職員に対し、原告に転倒の危険があることを周知させる義務があつた。

ii 義務違反の事実

Aは、原告に転倒の危険があることを認識していないかった（証人A）もので、被告は、被告の全職員に対し、原告の転倒の危険を周知させる義務を怠つた。

その結果、Aは、他の職員に対して引き継ぎもせず、原告の動静から目を離すこととなり、本件事故が発生するここととなつた。

⑥ 再発防止対策の義務

i 義務の存在

被告は、原告の上記症状と入所翌日にはドンという音とともに尻もちをついていたことを認識していた以上、原告が再度転倒して負傷する危険性を有していることについて、十分予見することができたのであるから、再発を防止するために、対策を取るべき義務があつた。

また、仮に原告が転倒した際に、受傷を最小限に抑えるために、床に緩衝材を敷いたり、ヘッドギアを付けたりするなどの対策を取るべきであった。

原告が「M」に入所した翌日の平成二年二月一八日午前二時四〇分、原告は、ドンと物音をさせ、ベッド横でシルバーカーを持ったまま座り込んでいたことは認めるが、ドンという音はシルバーカーが壁に当たった音かも知れないし、原告はシルバーカーで歩行しようと歩いてベッド横に座り込んだとしても考えられ、ベッドから転落ないし転倒したことが明らかとは言えない。

原告が「M」に入所することになる経緯は、元々は夫と共にQに入所して

被告が原告に対し、事故を防止すべき安全配慮義務を負っていることは認められる。

イ 被告の具体的義務違反について

① 原告の動静を見守り、歩行の際に側で付き添う義務について

i 被告の注意義務を検討する基礎事情は次のとおりである。

原告がレビー小体型認知症に罹患しており、被告がそれを把握していたことと同認知症の患者は転倒する危険があることは認めるが、転倒の危険が高いとは言えない。

原告の視力や聴力は年齢相応であり、視力障害や聴力障害があったとは言えない。

原告が「M」に入所した翌日の平成二年二月一八日午前二時四〇分、原告は、ドンと物音をさせ、ベッド横でシルバーカーを持ったまま座り込んでいたことは認めるが、ドンという音はシルバーカーが壁に当たった音かも知れないし、原告はシルバーカーで歩行しようと歩いてベッド横に座り込んだとしても考えられ、ベッドから転落ないし転倒したことが明らかとは言えない。

原告が「M」に入所することになる経緯は、元々は夫と共にQに入所して

いたが、夫との夫婦喧嘩が絶えず、そのためX2の希望により、「M」に入所することになったものである。

原告の「M」への入所時の身体状況は、「起き上がりは、「何かに掴まれば可」、ii 座位は、「背もたれがあれば可」、iii 立ち上がりは、「何かに掴まれば可」、iv 移乗は、「見守り」、v 移動は、「杖・シルバーカーにて歩行」。《証拠略》という状況であり、要介護度は、「要介護1」で、五段階の一一番軽度とされ、障害自立度は、「A」と七段階の軽度から二番目であり、飲水摂取・食事摂取とも自立していた。

【M】では、二階入所者を「a・b・c」の三ユニットに分け、ユニット単位で介護を実施していた。

原告が「M」に入所してから、本件事故日までの介護状況は次のとおりでは、認知症は認められたものの、施設内においてある程度自立して生活をしていた。

【M】では、二階と三階が入所施設になつておらず、原告の居室があつた二階の二〇五号室は、サービスステーションの通路対面に配置されていた。また、原告が本件事故前に座つていたブレイルームは、サービスステーションの目の前にあり、ブレイルームと原告の居室は、サービスステーションを間にして反対側にあつた。

被告は、本件事故当時、二階に看護職員七名、介護職員一二名、三階に看護職員四名、介護職員一〇名を配置しており(《証拠略》)、その日に勤務していたのは、看護職員及び介護職員の合計数が一一名と作業療法士一名の計二名であつた。

【M】では、二階入所者を「a・b・c」の三ユニットに分け、ユニット単位で介護を実施していた。

原告が「M」に入所してから、本件事故日までの介護状況は次のとおりでは、認知症は認められたものの、施設内においてある程度自立して生活をしていた。

【M】では、二階と三階が入所施設になつておらず、原告の居室があつた二階の二〇五号室は、サービスステーションの通路対面に配置されていた。また、原告が本件事故前に座つていたブレイルームは、サービスステーションの目の前にあり、ブレイルームと原告の居室は、サービスステーションを間にして反対側にあつた。

被告は、本件事故当時、二階に看護職員七名、介護職員一二名、三階に看護職員四名、介護職員一〇名を配置しており(《証拠略》)、その日に勤務していたのは、看護職員及び介護職員の合計数が一一名と作業療法士一名の計二名であつた。

休憩時間や入所者のトイレ誘導、配茶、食事、おやつ準備等の業務以外の時間は、原告の傍らで見守り介護を行つており(《証拠略》)、その日に勤務していたのは、看護職員及び介護職員の合計数が一一名と作業療法士一名の計二名であつた。

原告が「M」に入所してから、本件事故日までの経過は次のとおりである。

Aは、原告の介護の際には、具体的には次のようにしておられた。まず、トイレのため椅子から立ち上がる動作の時には、原告に「トイレですか」と声かけをする。すると、原告が、「はい」「うん」と返答するため、シルバーカーを使ってトイレに誘導していく。その後、一四時三〇分ころ、F看護師がデイルームの原告を入浴のために迎えに来た。この際、原告は入浴の声掛けに応じ、シルバーカーを使つて自ら歩行し浴室に移動した。入浴後の一五時一〇分ころ、原告が少し疲れ、原告が排泄時に羞恥心を抱くたので、原告から二~三歩離れて誘導するよう気をつけていた。その後、Fは浴室内に送った。デイルームでは原告は車椅子から自分で立ち上がり、テーブルの椅子に移乗した。その後、Fは浴室へシルバーカーを取り

に行き、デイルームの原告の席の隣に置き、デイルームにいたAに声掛けして浴室に戻った。一五時一〇分頃から、Aは原告におやつを提供した。Aは、「今から他の方におやつを配りますから食べていてください」と声掛けし、他の入所者へのおやつのセッティングや、自身ではおやつを攝取できない入所者の介助を行つた。その間、原告は自席にとどまっておやつを食べていた。その後、一五時三〇分頃、Aは原告に対し、「おやつを片付けますからここに座つていて下さい」と声掛けし、原告は、「はい」と返答した（証拠略）。それまで、Aがデイルームで介護している間、原告が一人で勝手に自室に戻るようなことはなかつた。そして、一五時四〇分頃、Aがトイレ誘導を始めるため、原告に、「トイレへ行きましょうか」と尋ねたが、原告は、「いかん」と返答し、拒否した。そこで、Aは、「他の方がトイレへ行きたいそこの連れて行つて来ます。ここでゆつくりして下さい」と声掛けすると、原告は、「うん」と頷いた。このとき、原告に不穏な様子は全くなく、デイルームで穏やかに過ごしていた。そして、

Aはデイルームと中央トイレを三回往復して、他の利用者数名を中央トイレに誘導した。この頃、G介護士もデイルーム内で作業していた。また、D介護士もa・bユニットの入所者一、三名を北トイレに誘導しながら、北トイレとデイルームの間にある二〇一号室及び二〇二号室の入所者一、三名のおやつを攝取できていない入所者の介助を行つた。原告から目を離していった旨主張する。原告から目を離していった旨主張するが、介護日誌はそもそも全ての介護状況を記載するものではないし、入所状況報告書は、原告の長男から平成二一年四月九日に電話で作成を求められており、I作業療法士とJ介護士、及びK介護士が付近で作業していた。このように、本件事故発生当時は、M二階では、一二名の介護職員が手分けして、三八名の入所者に対し並行して各種の介護サービスを実施していたもので、この入所者の中には原告より也要介護度の高い入所者が多数在籍していた。

以上のとおり、原告に対してのみ片時も目を離すことなく見守りを行つていて下さい」と声掛けすると、原告は、「うん」と頷いた。このとき、原告に不穏な様子は全くなく、デイルームで穏やかに過ごしていた。そして、原告は、Aがデイルームにいる原告に対して声掛けをした一五時四〇分頃から一六時頃までのわずか二〇分の間に、原告は

自らシルバーカーを用いて自身の居室である二〇五号室まで単独移動し、居室内で転倒した。

なお、原告は、Aが一五時四〇分にレとデイルームの間にある二〇一号室及び二〇二号室の入所者一、三名のおやつを攝取できていない入所者の介助を行つた。原告は、Aが一五時三〇分から一六時まで五〇分間にわたり原状から目を離していった旨主張するが、介護日誌はそもそも全ての介護状況を記載するものではないし、入所状況報告書は、原告の長男から平成二一年四月九日に電話で作成を求められており、I作業療法士とJ介護士、及びK介護士が付近で作業していた。このように、本件事故発生当時は、M二階では、一二名の介護職員が手分けして、三八名の入所者に対し並行して各種の介護サービスを実施していたもので、この入所者の中には原告より也要介護度の高い入所者が多数在籍していた。

以上のとおり、原告に対してのみ片時も目を離すことなく見守りを行つていて下さい」と声掛けすると、原告は、「うん」と頷いた。このとき、原告に不穏な様子は全くなく、デイルームで穏やかに過ごしていた。そして、原告は、Aがデイルームにいる原告に対して声掛けをした一五時四〇分頃から一六時頃までのわずか二〇分の間に、原告は

は多数の入所者を少数の介護職員で介護しなければならないという人的制約があり、そのようなマンツーマン的な介護は不可能であるし、介護保険法の予定するものでもないからである。

また、原告の要介護度は1であり、他の多くの入所者と比べれば、要介護度は比較的軽く、また原告以上に転倒の危険性が高いと認められる入所者は、これからも、原告に対してのみ他の入所者以上に注意深く転倒防止の注意を向ける義務はなかつた。したがって、原告が原告について転倒防止のための注意義務を負っているとしても、それは他の入所者に対するのと同程度の、老人介護施設一般に要求される程度の注意義務に止まるというべきであつて、原告の主張するような高度な注意義務までは要求されていなかつた。

原告は、介護サービス料金の初期加算をもつて注意義務を加重する根拠として主張するが、初期加算制度は、介護保険法の報酬規定により認められた制度であつて、多くの介護老人施設で採用されているきわめて一般的な報酬

制度に過ぎないし、これは介護施設に必要とされる労力の多さに着目して計算されているものであるが、加算額はわずか一日に三〇単位（三〇〇円）に過ぎないのであって、注意義務加重の根拠とはなり得ない。

被告においては、原告の入所後、本件事故発生当日まで、介護職員による献身的な介護が行われていた上、本件事故発生直前も、Aが付添介護を行っていたものであり、何ら過失はない。

さらに、被告が原告の転倒を具体的に予見することは不可能であった。すなわち、原告は前記のとおり要介護度が軽く、杖やシルバーカーを用いれば単独でも歩行可能な状態であつたし、被告での転倒歴もなかつた。本件事故発生当時、被告施設二階のサービスステーション前のデイルーム付近には三名の介護職員（A、G、D）がおり、多数の入所者に対する介護作業を行っていた。また、サービスステーション内には、二名の職員がいた上、Cユニットがテレビ鑑賞をしていた北側の食堂・デイルームにも三名の職員が付近で作業をしていた。そうすると、原告がサービスステーション前を通って居室に戻ろうとした場合でも、あるいは

北側食堂・デイルーム前を通つて居室に戻るうとした場合でも、いずれも職員の誰かが発見し得る様な職員の配置体制であつたと言える。それにも関わらず、一六時頃に居室内で原告が転倒しているのをKが発見するまで、原告が移動しているのを目撃していないのは、介護職員の多忙なタイミングをついて原告が居室に戻ったという例外的な事態が発生したと言わざるを得ない。

したがつて、原告の身体能力の点から見ても、また被告が十分な介護体制を取りついたことから見ても、本件事故の発生を具体的に予見することは不可能であった。

また、被告は、結果回避のための十分な努力を行つておらず、結果回避義務違反も認められない。すなわち、原告をサービスステーション裏の二〇五号室という自分の届きやすい部屋に入所させ、シルバーカーに五キログラムのつもりを乗せて転倒防止策を取つていたし、Aは、本件事故当日の一五時四〇分に他の入所者のトイレ誘導を行つて、原告から目を離したことはなく、他の入所者の失禁を避けるためにトイレ誘導をすることが避けられない状態となつた時に、原告に声かけをし、原

告の安定した状態を確認した上で、他の入所者のトイレ誘導を開始した。Aの入所者に対する説明義務については、「当施設では、サービスを提供する職員と

施設では、サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置していく以上によれば、被告には過失がない。

② 家族に対する説明義務について

前記のとおり、原告が、一度転倒したことがあったとは言えないから、かかる義務があつたとは言えない。

③ 大きめのシルバーカーを用意する等の義務について

①において述べたとおり、被告は十分な介護体制をとつていた。

④ 介護職員の員数を確保すべき義務について

基準（厚生労働省令第七九号）によれば、被告施設の入所定員は全体で八〇名であり、看護・介護職員の法定配

置数は二七名である（証拠略）。そして、この二七名の看護・介護職員の内、七分の二にあたる八名を看護職員、七分の五にあたる一九名を看護職員と

する事が標準とされている（証拠略）。かかる厚生労働省令の基準に基づいて、被告の重要事項説明書にも、

「当施設では、入所の方と看護介護職員との割合は3:1とし、常時配置基準以上の職員を配置しております。」

告の安定した状態を確認した上で、他の入所者に対する説明義務について

施設では、サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置していく以上によれば、被告には過失がない。

② 家族に対する説明義務について

前記のとおり、原告が、一度転倒したことがあったとは言えないから、かかる義務があつたとは言えない。

③ 大きめのシルバーカーを用意する等の義務について

①において述べたとおり、被告は十分な介護体制をとつていた。

④ 介護職員の員数を確保すべき義務について

基準（厚生労働省令第七九号）によれば、被告施設の入所定員は全体で八〇名であり、看護・介護職員の法定配

置数は二七名である（証拠略）。そして、この二七名の看護・介護職員の内、七分の二にあたる八名を看護職員、七分の五にあたる一九名を看護職員と

する事が標準とされている（証拠略）。かかる厚生労働省令の基準に基づいて、被告の重要事項説明書にも、

「当施設では、入所の方と看護介護職員との割合は3:1とし、常時配置基準以上の職員を配置しております。」

告の安定した状態を確認した上で、他の入所者に対する説明義務について

施設では、サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置していく以上によれば、被告には過失がない。

② 家族に対する説明義務について

前記のとおり、原告が、一度転倒したことがあったとは言えないから、かかる義務があつたとは言えない。

③ 大きめのシルバーカーを用意する等の義務について

①において述べたとおり、被告は十分な介護体制をとつていた。

④ 介護職員の員数を確保すべき義務について

基準（厚生労働省令第七九号）によれば、被告施設の入所定員は全体で八〇名であり、看護・介護職員の法定配

置数は二七名である（証拠略）。そして、この二七名の看護・介護職員の内、七分の二にあたる八名を看護職員、七分の五にあたる一九名を看護職員と

する事が標準とされている（証拠略）。かかる厚生労働省令の基準に基づいて、被告の重要事項説明書にも、

「当施設では、入所の方と看護介護職員との割合は3:1とし、常時配置基準以上の職員を配置しております。」

つて、二四時間この人数が稼働していなければならぬというものではない

⑤ 周知の義務について
争う。

し、そもそも、配置基準は施設単位での充足が要求されるものであつて、施設の階毎にその充足を要求されるものでもない。したがつて原告の主張は失当である。なお、原告は、管理日誌に《証拠略》の記載から本件事故当时に二階に居た職員の数は一〇人であつた可能性が高いとするが、管理日誌の日勤者欄にはリハビリスタッフであるIとJの二人の記載がないだけであり、一二人が正しい。

以上のとおり、看護、介護スタッフの配置に関しても、被告には何ら義務違反は存しない。

なお、原告は、本件事故当日が入浴介助日であったことから、一〇人の職員の内わずか三人で二八人の入所者を介助していた旨主張するが、その時の職員の数は一〇人ではなく一二人である上、中央デイルームが見通せるサービスステーション内にはHとBの二名の職員がいたし、a、bユニットの入所者は順番に入浴していたもので、二八名の入所者が一同にデイルームにいたわけではないから、前提を誤つている。

⑥ 再発防止対策の義務について

床マット等の緩衝材は、原告はベッドサイドまでシルバーカーで歩行してドギアについて、これを装着しなければならないほどの利用者は老健施設の対象ではないし、患者本人のプライドを損ねるので、極力使用を避けている。

(2) 被告の不法行為

(原告の主張)

原告は、レビュ小体型認知症に罹患していたこと、突進性歩行であったこと、以前に入所していた「Q」においても複数回転倒したことがあつたこと、

転倒の危険性が高いことは原告家族からの見守りの強化の申入れにより被告も認識していたこと、被告は原告に対するサービス計画の短期目標として、「転倒、怪我を防ぐ」ことを掲げていたこと、原告は入所後一〇日目であり、

見守りを怠れば、棟内を一人で歩行してしまう危険性が高かつたこと等の事情があつた。したがつて、原告の動静に注意を払わなかつた場合、原告が一人で歩き出してしまう危険があり、被

告職員による付き添いなしに原告が一人で歩行をすると、原告が転倒する可能性が高いことは、被告は当然に予見することができた。そして、被告職員が原告の行動を見守り、また原告に付いたため、かえつて障害になる。ヘッドギアについては、これを装着しなければならないほどの利用者は老健施設の対象ではないし、患者本人のプライドを損ねるので、極力使用を避けている。

また、夜中にドンと音がして、原告がシルバーカーを持つたまま座り込んだことができた。

原告が一人で歩行することによって何らかの事故が起きる危険があることは、被告も認識したのであるから、被告は、

原告に対し、十分な注意を払い、常にその動静を注視し、原告が危険な行動をすること及びそれにより傷害を負うこと

を防止する義務があった。

(被告の主張)

にもかかわらず、被告は、一五時一〇分から一六時までの間、原告の動静に一切注意を払うことなく、原告の見守り、付き添いをしていなかつたし、

Aが原告の側を離れる際に他の被告職員への引き継ぎもされていなかつた。

(3) 被告の使用者責任

(原告の主張)
ア Aの不法行為

その結果、この五〇分の間に、原告が一人で誰にも気づかれないと、一人で誰にも気づかれないと、自室で転倒ルームから自室まで戻り、自室で転倒標として、「転倒、怪我を防ぐ」ことを掲げられており、Aは、同計画書を確認していた。このことから、Aは、

また、仮に、被告の主張するどおり、一五時四〇分までの原告の行動を被告が把握していたとしても、その後二〇分間、原告の動静に全く注意を払つておらず、Aが原告から目を離す際に職員間の引き継ぎも為されず、その後デイルームには被告職員が誰もいない状態になっていたのであるから、被告に注意義務違反があつたことは明らかである。

この日、入浴日であつたため人手が割かれ、入所者に対する介護が手薄になつていたという点は、何ら被告の注意義務を軽減する理由にはならない。したがつて、被告は不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

原告が付添いなしで一人で歩行した場合に、転倒の危険が高いことを予見することができた。また、原告は認知症であり、また「M」に入所したばかりで施設に慣れていないことから、原告の見守りを怠れば、原告が突如歩き始めてしまうことは十分に予見することができた。

Aは、Eより、原告が入所したばかりであるから施設に慣れるまで可能な限り側に付くようにと指示されていたし、原告が八二歳で、レビー小体型認知症で、小刻み歩行、突進性歩行であったことは、カルテにもその記載があり、Aは、Eより、原告が入所したばかりであるから施設に慣れるまで可能な限り側に付くようにと指示されていたし、原告が八二歳で、レビー小体型認知症で、小刻み歩行、突進性歩行であったことは、カルテにもその記載があつたし、ケアプランにも「転倒、事故を防ぐ」と短期目標が掲げられていたことから、被告職員全員が原告の転倒の危険を認識していたこと等から、Aは、原告の動静を見守り、原告が歩行する際には、側に付添い、また、その見守りを引き継ぐ、注意義務を負つていた。また、介護のプロフェッショナルとして、原告の認知症の程度や歩行の際の危険性等を十分に認識した上で、介護に当たる注意義務があった。

かかるにAは、原告の認知症のレベルを確認しておらず、記憶障害や見当識障害があることも把握していないなかつた。そして、原告の小刻み歩行に伴う危険性等を認識していなかった。つまり、Aは、サービス計画書をしっかりと確認することなく、原告の状態を一切把握しないまま、介護にあたつていたのであり、前記注意義務に違反している。Aは、サービス計画書を見ていたと証言するが、転倒の危険性を理解しておらず、確認不十分が明らかである。

(原告の主張)
原告は、本件事故により次のとおり、困難であり、言葉の理解力も足りないことが多い。「ここで待つていて下さい」とAが言つたとしても、歩き出てしまふことは通常あり得ることであり、注意義務を果たしたことにはならない。

Aは、一五時一〇分から一六時までの間、原告の見守りを怠つた。そして、デイルームを離れる際、他の職員に原告の見守りを引き継ぐこともなかつたし、デイルームに戻つて来た際に、原告に注意を払うこともなかつた。

Aのこれらの行為は、注意義務違反にあたり、原告に対する不法行為である。

イ 被告の使用者責任

被告は、Aの使用者であり、Aが被

業の執行に際して行われたことは明らかである。

(被告の主張)
原告は、本件事故以後、當時看護を必要とし、二四時間看護のため家政婦を雇つている。二四時間体制の看護が必要であることは、《証拠略》の報告書やカルテの記載からも明らかにうかがえる。

原告は、本件事故により次のとおり、合計三〇三五万九八九一円相当の損害を被つた。

ア 治療費 二二万四四六六円
① S病院入院診療料金 一六万二円
三九〇円(《証拠略》)
② R病院診療費 五万一〇七六円
イ 入院雑費 一〇万五〇〇〇円
一日あたり一五〇円として七〇日間(平成二一年三月三日から同年四月二七日までS病院、同年四月二七日から同年五月一日までR病院)入院分
ウ 交通費一万八二二〇円(《証拠略》)

原告訴状によれば、原告は、咀嚼機能を全廃した(《証拠略》)。また、原告は本件事故により頸の骨を骨折し、その結果、言語機能に著しい障害を負つた。

「咀嚼又は言語の機能を廃したものは三級相当、「咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの」は四級相当の後遺症とされているところ、原告は、咀嚼機能及び言語の機能の両方に障害があり、咀嚼機能は全廃しているのであるから、三級相当の後遺障害を

の合計額

工 入院慰謝料 一一〇万円
七〇日間の入院分

オ 介護費 六三二万二二五円

原告は、本件事故以後、當時看護を必要とし、二四時間看護のため家政婦を雇つている。二四時間体制の看護が必要であることは、《証拠略》の報告書やカルテの記載からも明らかにうかがえる。

原告は、本件事故により次のとおり、合計三〇三五万九八九一円相当の損害を被つた。

ア 治療費 二二万四四六六円
① S病院入院診療料金 一六万二円
三九〇円(《証拠略》)
② R病院診療費 五万一〇七六円
イ 入院雑費 一〇万五〇〇〇円
一日あたり一五〇円として七〇日間(平成二一年三月三日から同年四月二七日までS病院、同年四月二七日から同年五月一日までR病院)入院分
ウ 交通費一万八二二〇円(《証拠略》)

原告訴状によれば、原告は、咀嚼機能を全廃した(《証拠略》)。また、原告は、咀嚼機能及び言語の機能の両方に障害があり、咀嚼機能は全廃しているのであるから、三級相当の後遺障害を

負つたものである。

咀嚼及び言語の機能に障害を負つたことにより、原告は、食物を噛むことであつた（《証拠略》）のに、本件事故認知症が著しいスピードで進行したものであり、現在、寝たきりの状態となり、常に介護を要するものとなつてゐる。

以上のとおり、咀嚼機能障害により三級相当の後遺症を負つたこと及びその結果認知症が進行し寝たきりの状態になつたことの慰謝料額としては、二〇〇〇万円を下らない。

キ 弁護士費用 二五〇万円

被告の債務不履行または不法行為と因果関係のある弁護士費用は二五〇万円が相当である。

ク 後遺症に関する被告主張に対する反論

iii 障害の競合について

原告は、咀嚼機能を全廃したことが《証拠略》によつて裏付けられた。

ii レビー小体型認知症との関連について

原告は、本件事故当時要介護1であり（《証拠略》）、「基本的な日常生活や

身の回りの世話などに一部介助が必要。立ち上がりなどに支えが必要」な程度であった（《証拠略》）のに、本件事故からわずか約三ヶ月後の平成二年五月八日の時点でも要介護5となつた（《証拠略》）。要介護5とは「日常生活や身の回りの世話全般にわたつて全面的であり、現在、寝たきりの状態となつていて、常に介護を要するものとなつていて、進行性核上性麻痺につき、素因減額がなさるべきではない。

原告の認知症について

原告の認知症が進んだことについて、月でここまで進行したことは、單に認

知症が進行した結果とは考えられず、

本件事故との因果関係が認められる。

なお、認知症を促進する要因として、骨折（《証拠略》）、事故（《証拠略》）、急性疾患（《証拠略》）、身体的・精神的ストレス（《証拠略》）が指摘されており、本件事故が原告の認知症を促進させたことが裏付けられる。

ある平成二年五月二二日には、起き

上がることも、歩くことも、両足で立

つことすらできず、楽しみにしていた

食事はミキサー食を口元まで持つてき

てもらい、むせながら飲み込むようになつてしまつた（《証拠略》）。そして、

り新たに発生した損害とは認められ

い。

原告の損害は否認する。

原告に常時介護が必要になつたとは

認められないし、原告の認知症の既往

症からして、介護費用は本件事故によ

り新たに発生した損害とは認められ

ない。

弁護士費用については、債務不履行

については、判例上因果関係が認めら

の旨の記載があるが、確定診断ではない（《証拠略》）。原告には、同疾患に立ち上がりなどに支えが必要」な程度で、転倒し易いと関連する症状としては、転倒し易いとも、それはわずかであり、せいぜい一ヶ月八日か程度の期間で要介護5となつた。したがつて、進行性核上性麻痺につき、素因減額がなさるべきではない。

原告の素因が寄与している事実はない。

原告は、本件事故直前まで、通常食を

摂取（《証拠略》）。それが、本件事故で顎を骨折

したことによって、左右の咬合が大き

くずれたことによつて咀嚼機能は失わ

れ、嚥下機能も著しく低下した（《証

拠略》）。咀嚼機能障害及び嚥下障害は

まさに本件事故によつて負つた障害で

ある。そして、咀嚼機能は、脳の働き

に大きな影響を及ぼすものであり、咀

嚼機能が失われたことにより、原告の

認知症の進行を促した可能性も十分に

考えられる（《証拠略》）。

（被告の主張）

原告の損害は否認する。

原告に常時介護が必要になつたとは

認められないし、原告の認知症の既往

症からして、介護費用は本件事故によ

り新たに発生した損害とは認められ

ない。

弁護士費用については、債務不履行

については、判例上因果関係が認めら

れない。

後遺障害について次のとおり反論する。

ア 咀嚼機能障害について

原告については、言語機能の障害が認められないし、咀嚼機能障害も証拠上明らかでない。

イ レビー小体型認知症との関連について

原告は、レビー小体型認知症に罹患していたもので、これは、初期に幻覚や妄想が発症し、アルツハイマー様の認知症とパーキンソン病様の手足のふるえや不安定な小刻み歩行などの症状を呈し、数年のうちに寝たきりとなることが多いされる疾患である。そうすると、本件事故後の原告の認知症の進行は、本件事故によるものではなく、むしろ本件事故以前から原告が罹患していた認知症が進行した結果に過ぎないと認められる。

ウ 障害の競合について

仮に、原告が咀嚼機能障害により三級ないし四級相当の後遺症を負つたとしても、原告は既に認知症が進行し、また歩行機能等にも障害を負つていたことから、随時介護が必要な状態であった。したがって、原告は、本件事故

以前から、「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要する」ものとして、二級相当の後遺障害を負つていたと認められる。咀嚼機能

障害の後遺症は二級を超えるものではないから、原告が新たな後遺症を負つたとは認められない。

エ 進行性核上性麻痺の既存障害について

原告は、レビー小体型認知症のほか、進行性核上性麻痺にも罹患していた(『証拠略』)。本件事故から約九か月前の平成二〇〇五年五月一五日に撮影された

頭部MRI検査の検査レポート(『証拠略』)において、既に所見として、「中脳被蓋部に萎縮があり、前回と比べると軽度進行して見えます。全体内

な脳萎縮がありますが、こちらの進行

は目立たず、この部分の進行がやや目立ちます。進行性核上性麻痺の可能性を示唆する所見です。」と記載されて

おり、診断として、「中脳被蓋の萎縮進行・進行性核上性麻痺の可能性あり、多発小白質病変、びまん性脳萎縮」と記載されている。進行性核上性麻痺の

明している。また、嚥下障害は、発症後二年で一割、五年で五割近い患者に起こると言わており、中には嚥下障

害が初発症状の患者もいるとされている。厚生労働省研究班による剖検例での調査では、嚥下障害はほぼ一〇〇パーセントに起こっており、平均三・一年で出現していた。(『証拠略』)

このような事実に鑑みれば、本件事

故後、原告に生じた嚥下障害には、進行性核上性麻痺の既存障害の進行が影響した可能性が十分に考えられる。

オ 素因減額

仮に、原告の咀嚼障害、嚥下障害、及び認知症の進行が、本件事故と因果関係があるとしても、上記のとおり、

関係があるとしても、上記のとおり、進行性核上性麻痺及びレビー小体型認

知症の既存障害が大きく影響している

ことが明らかであるから、衡平の観点

から素因減額がなされるべきである

(民法七二三条類推適用)。そして、既

に、原告が「M」に入所することに

立ちはだかる。進行性核上性麻痺の可能性を示唆する所見です。」と記載されており、診断として、「中脳被蓋の萎縮進行・進行性核上性麻痺の可能性あり、多発小白質病変、びまん性脳萎縮」と記載されている。進行性核上性麻痺の

用者それぞれの状況に応じて、利用者が事故を起こして怪我をすることのないよう、安全に介護をすべき安全配慮義務を負っていることは当事者間に争いがない。

その安全配慮義務の具体的な中味を検討する前に、その前提となる本件事故当時の基礎事情について検討する。

(2) 本件各証拠によれば次の事実が認められる。

ア 原告は、「M」に入所する前、被証拠の運営するグループホーム「Q」

との間で、認知症対応型共同生活介護

利用契約書による契約に基づき、平成

一九年八月一三日より、Qに入所して

いた。(『証拠略』)

イ 原告が「M」に入所することに

なる経緯は、夫と共に「Q」に入所し

たが、難聴の夫とのコミュニケーション

が取れず帰宅願望や離婚すると言つた訴えが頻回となり、夫との別々での

生活の希望がX2から出されたこと、

及び原告の動作がそのころ緩慢で反応

も鈍くなり、記憶障害や遂行機能障害

が進行していることから、「Q」での

対応が難しくなってきたことから、

「M」に入所することになったもので

第三 判断

一 爭点(1)及び(2)被告の債務不履行

患者の場合、厚生労働省の研究班による調査では、嚥下障害、言語障害が九ないし不法行為の成否について

(1) 被告が、本件契約に基づき、利

あつた。（《証拠略》）

ウ 平成二年二月一七日、原告は被告との間で、本件利用契約を締結し、同日「M」に入所した。（《証拠略》）「M」は、介護士が中心で介護を行つていた「Q」と異なり、専門の医師や看護師がいる介護老人保健施設である。（争いがない）

エ 原告が「M」に入所する際、X 2から、「歩行不安定であり、シルバーカーを忘れて歩行されることもある為、転倒しない様過（してほしい）旨の希望が出された。（《証拠略》）（M）入所後の経過）

オ 被告は、原告を受け入れるにあたり、上記のとおり、X 2から転倒防止の希望が出されたことも踏まえ、長期目標として、「下肢筋力低下を防いで、安全に移動ができる」と、短期目標として、「転倒、怪我を防ぐ」ことを、施設サービス計画書に掲げた。（《証拠略》）

カ 被告は、前記目標を達成するためのサービスとして、「①歩行中はふらつき等に注意し、見守り又は危険のない様介助を行う。②シルバーカーを使用されず、歩行されている時はシルバーカーを手渡し、危険のない様見守る。（争いがない）

キ E の指示により、A が、原告の介護に当たっていた。A は、午前八時二〇分に出勤後、午後五時までの勤務時間中、休憩時間や入所者のトイレ誘導、配茶、食事、おやつ準備等の業務を行いつつ、原告の見守り介護に当たっていた。A は、認知症の高齢入所者が自室ベッドで過（してばかりいると、次第に筋力が低下し、他人とのコミュニケーションを図ることが少なくなり、また生活意欲も著しく低下する）ことが多いことから、原告の介護に当たつては、日中は寝たり・筋力低下防止と意欲向上・コミュニケーションを図る目的で、なるべくデイルームで過（してもらうよう）にしていた。（《証拠略》、証人 A）

ク 原告が「M」に入所した翌日の平成二年二月一八日午前二時四〇分に、ドンと物音がしたため被告職員が

り、又は介助を行う。③自室におられる時も危険のない様見守りを行う。（その都度ナースコールの説明を行う。）④リハビリを行う。（歩行訓練等）⑤自室内の環境整備を行う。（P トイレ設置、床等が濡れていないか注意する）を施設サービス計画書に掲げた。（《証拠略》）

キ E の指示により、A が、原告の介護に当たっていた。A は、午前八時二〇分に出勤後、午後五時までの勤務時間中、休憩時間や入所者のトイレ誘導、配茶、食事、おやつ準備等の業務を行いつつ、原告の見守り介護に当たっていた。A は、認知症の高齢入所者が自室ベッドで過（してばかりいると、次第に筋力が低下し、他人とのコミュニケーションを図ることが少なくなり、また生活意欲も著しく低下する）ことが多いことから、原告の介護に当たつては、日中は寝たり・筋力低下防止と意欲向上・コミュニケーションを図る目的で、なるべくデイルームで過（してもらうよう）にしていた。（《証拠略》、証人 A）

ク 原告が「M」の二階と三階が入所施設になつており、原告の居室があつた二階の二〇五号室は、サービスステーション

訪室すると、原告がベッド横にてシーリングの通路対面に配置されていた。ま

た、原告が本件事故直前に座つていたデイルームは、サービスステーションの前の前にあり、デイルームと原告の居室は、サービスステーションを間に

して反対側にあった。しかし、原告が、デイルームを出て、部屋に戻るのを、被告職員の誰も目撃しなかつた。（《証拠略》）

シ 本件事故当日の原告の状況についての平成二年四月一五日付けの報告書（《証拠略》）には、一五時一〇分

（デイルームにておやつを摂取され元側で転倒する「本件事故」が発生した。原告は出血しており、床に歯が抜けており、血痕は、ベッドの足元左側原告が、「M」二階の自室ベッド横足元側で転倒する「本件事故」が発生し、た。原告は出血しており、床に歯が抜けており、血痕は、ベッドの足元左側（足元側）にて転倒しているところを発見。）と、一六時〇〇分「介護スタッフが居室を覗くと自室ベッド横（足元側）にて転倒しているところを発見。出血されており床に歯が抜けている。

血痕は、ベッドの足元左側の柵にも付着していた。」との記載があり、本件事故が発生する五〇分前である一五時一〇分には、被告職員が、原告の異常な様子を確認していた。

ス 本件事故後一年八か月後に作成された平成二年一〇月一日付けの調査報告書（《証拠略》）には、事故発生前の「X 1」（原告のこと）状況が、

サ 「M」の二階と三階が入所施設話しあつた。（《証拠略》）

ス 本件事故後一年八か月後に作成された平成二年一〇月一日付けの調査報告書（《証拠略》）には、事故発生前の「X 1」（原告のこと）状況が、

サ 「M」の二階と三階が入所施設になつており、原告の居室があつた二階の二〇五号室は、サービスステーション

A) 14:30頃、F 看護師の入浴誘導

迎えに応じ、シルバーカー利用により

自歩で浴室に移動（F看護師が「X
1」の横に付く）。

B) 15・10頃、入浴疲れのため車椅子利用（F看護師介助）にてaユニットの「X1」自席まで戻り、自ら車椅子から立ち上がり自席に着席。

F看護師が浴室に「X1」のシルバーカーを取りに行き、「X1」の椅子横に置く。

C) 自席着席後、A介護士の声掛けに応じオヤツ攝取・水分補給。

15・40頃、A介護士がトイレ誘導の声掛けを行なった際、「行かん」と応答しており、同時刻までは自席に居た事は確認されている。

その後に自身でシルバーカーを押して自室に戻り、転倒したものと思われるが、その「X1」行動を確認した「被」職員とはいいないという。

また、Aは一五時四〇分に、「他の方がトイレへ行きたい」などの連れて行つて来ます。ここでゆっくりしてい下さい」と声掛けをすると、原告は「うん」と頷いたので、他の職員に特に引き継ぎすることなく、その場を離れた旨供述している。

以上からすると、本件事故の二〇分

前である、一五時四〇分にも、被告職員のAが原告の異常のない状態を確認しているとも見える。しかし、この一

五時四〇分にAが原告に声かけをした旨の記載と供述は信用することができない。すなわち、そもそも、平成二一年四月一五日付けの報告書は、原告の

家族からの申し入れに応じて、事故当時の状況を家族に対して明らかにするために作成されたものというのであるから、その性質上、将来的に被告が責任を追及される可能性も念頭に置いた上で、被告において慎重に事實関係を確認して作成されたはずのものである。

そして、本件事故当時、原告の最も近くに居て原告の世話をしていたのがAであったのであるから、Aから事情聴取をしていかなかったはずではなく（本件事故から一ヶ月以上が経過しており、事情聴取の時間も十分にあつたと解される）、真にAが一五時四〇分に原告に対して声掛けをしていたのであれば、その旨の記載が、平成二一年四月一五日付けの報告書に当然になされていてしかるべきであるのにその記載がなく、

本件事故から、一年八ヶ月も経つてから作成された平成二二年一〇月一日付

けの調査報告書に、突然にその記載が出てくるのは、不自然と言わざるを得ない。そして、この点の不審を確認しているとも見える。しかし、この一五時四〇分にAが原告に声かけをした旨の記載と供述は信用することができない。すなわち、そもそも、平成二一年四月一五日付けの報告書は、原告の実施したところ、Aは、全体として記憶に乏しいあいまいな供述に終始しているにもかかわらず、この一五時四〇分の原告に対する声掛けの部分のみ、記憶に基づくとして具体的かつ明確に供述しており、その供述態度が自然とは言えない。以上によれば、平成二一年一〇月一日付けの調査報告書における一五時四〇分のAによる声かけの記載は信用性が低いと言わざるを得ず、採用できない。

セ 証拠（《証拠略》、証人A）及び上記認定を総合すると、本件事故当時Aから事情聴取をしていかなかったはずではなく（本件事故から一ヶ月以上が経過しており、事情聴取の時間も十分にあつたと解される）、真にAが一五時四〇分に原告に対して声掛けをしていたのであれば、原告を入浴のために迎えて、原告はシルバーカーを使って自ら歩行し浴室内に移動した。入浴後の一五時一〇分

子から自分で立ち上がり、テーブルの椅子に移乗した。その後、Fは浴室へ

シルバーカーを取りに行き、デイルームの原告の席の隣に置き、デイルームにいたAに声掛けして浴室に戻った。

一五時一〇分頃から、Aは原告におやつを提供した。Aは、原告に対し、「今から他の方におやつを配りますから食べていてください。」と声掛けしながら入所者の介助を行つた。その後、Aは、他の入所者の方へのおやつのセッティングや、自身ではおやつを攝取できまい入所者の介助を行つた。その後、Aは、他の入所者のトイレ介助等をするなどしていたが、原告の様子を確認することはなかつた。その結果、一五時一〇分から一六時までのいすれかの時点で、原告は、一人で立ち上がり、被告職員の誰にも目撃されることなく自室に移動し、自室で転倒して本件事故が発生したが、この一五時一〇分から一六時までの五〇分間、被告職員が原告の動静に特に注意を払うことはなかつた。

（本件事故前の原告の状態）

ソ 原告は、大正一五年×月×日生れの女性であり、本件事故当時八二歳であった。（争いがない）

タ 原告は、レバー小体型認知症に

罹患していた。（争いがない）

レビー小体型認知症の症状は、具体的な内容の人や小動物について特有な幻視、認知機能の変動、パーキンソン症候群の震えがあり、進行すると、歩行が困難になり、転倒しやすく、種々の介助が必要になってくる（《証拠略》）。

チ 原告の「M」への入所の際の身体状況は、「起き上がりは、「何かに掴まれば可」、ⁱⁱ 座位は、「背もたれがあれば可」、ⁱⁱⁱ 立ち上がりは、「何かに掴まれば可」、^{iv} 移乗は、「見守り」、^v 移動は、「杖・シルバーカーにて歩行」という状況であり、要介護度は、「要介護1」で、五段階の中では一番軽度で、障害自立度は、「A1」と七段階の軽度から一番目であり、飲水摂取・食事摂取は自立していた。（《証拠略》）

要介護1の程度は、「基本的な日常生活や身の回りの世話などに一部介助が必要。立ち上がりなどに支えが必要」とされる程度である。（《証拠略》）

ツ 本件事故当時の「M」への全入所者中で、原告は、要介護度の最も低い入所者であった。（《証拠略》）

テ

原告は、「Q」に入所中から

「入居中シルバーカー使用にて歩行しているが、シルバーカーを忘れることが頻回にある」状況であった。（《証拠略》）

ト 原告が「M」に入所してから以

後、トイレがわからない、便失禁、他利用者の服を取り出す等の行動が見られた。（《証拠略》）

ナ 原告は本件事故当時、視力障害、

聴力障害を有していた。（《証拠略》）

ニ 原告の歩行には、「突進性歩行」が観察された。（《証拠略》）

ヌ 平成二一年三月二日付けの「M」の退院・退所時要約（《証拠略》）には、「歩行はシルバーカー使

用だが、ふらつきがあるため見守りが必要」「レビー小体型認知症でもあるため動作緩慢、被害妄想もあり、不安になることが多い感情失禁もある。」こと

とが記載されている。

ネ 《証拠略》によれば、平成二二

年四月一日から同年七月一〇日までの「M」二階の入所者四八名のうち、屋内の移動方法として車椅子を利用する者は三四名であるのに対し、シルバーカーを利用して移動する者は、原告一人であった。（《証拠略》）

（本件事故後の原告の状態）

（原生労働省令第七九号）によれば、

被告施設の天所定員は全体で八〇名であります。看護・介護職員の法定配置数は二七名である。そして、この二七名の

看護・介護職員の内、七分の二にあたる八名を看護職員、七分の五にあたる一九名を介護職員とすることが標準とされています。そして、被告は、本件事

故当时、二階に看護職員七名、介護職員二名、三階に看護職員四名、介護職員一〇名、合計三三名の看護・介護職員を配置（看護職員一名、介護職員二名）しております。配置基準として

は人員の基準を満たしていました。（《証拠略》）

ヒ 原告は現在要介護5の認定を受け、自宅において介護を受けています。（争いがない）

要介護5とは、「日常生活や身の回りの世話般にわたって全面的な介助が必要。立ち上がりや歩行などがほとんどできない。認識力、理解力などに

衰えが見え、問題行動もある。」状態である。（《証拠略》、X2）

ホ 本件事故当時の「M」の入所者は、二階三八名、三階三九名であり、原告は二階の入所者であった。（《証拠略》）

マ 本件事故当日に勤務していたのは、看護職員及び介護職員の合計数が

一一名と作業療法士一名の計一二名であつた。なお、原告は、管理日誌（《証拠略》）の記載から本件事故当時に二階に居た職員の数は一〇人であつた可能性が高いとするが、管理日誌の日勤者欄にはリハビリスタッフであるIとJの二人の記載がないために一〇

（M）の介護体制）

フ 「当施設では、入所者の方と看護介護職員との割合は3:1とし、常時配置基準以上の職員を配置しております。」とされている。（《証拠略》）

ヘ 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」

人とされていることが認められるから、上記のとおり、二二人であったと認められる。

ミ 「M」では、二階入所者を「a・b・c」の三ユニットに分け、ユニット単位で介護を実施していた。

(争いがない)

ム 本件事故当日は入浴介助日であ

り、介護士が手分けして a・bユニットの入所者を順番に入浴させていた。

メ サービスステーションからは、中央デイルームを見通すことができる。

(3) 以上の事実に基づいて、被告の安全配慮義務の具体的な内容を検討する。

ア 原告の動静を見守り、原告の歩行の際には付き添うべき義務

原告は、前記のとおりの各事情から原告には歩行の際の転倒の危険が予測され、それを持った認識していた以上、被告には、原告の動静を見守り、歩行の際に側で付き添う義務がある旨主張する。その趣旨は、被告は、原告が歩行する機会を常に把握して必ず歩行に付き添うことにより原告の転倒を完全に防止すべきことを主張するものと言える。

確かに、前記のとおり、原告はレビューフォーム認知症に罹患しており、歩行の合意が契約の中身として特に確認し得ることが必要である。

小体型認知症に罹患しており、歩行

の安定を欠いており、転倒しやすい状況にあったもので、そのことを被告も認識していたことは、被告自身が、原告の転倒防止を目標に掲げていたこと(《証拠略》、以下「本件契約書」といって、上記第四条に記載のある重要事項の記載から解釈すべきである。)の記載からも明らかである。その意味で、被告の職員が、原告に常に付き添うこと(最も理想的であることは間違いない)が最も理想的であることは間違いない。

しかし、だからと言つて、原告の歩行の際には被告の職員が必ず付添うべき義務が被告にあると即断することはできない。なぜなら、原告がひとりで歩行することのないよう身体拘束を導入するのでない以上(身体拘束をすべきであったとは原告も主張するところではない)、原告の歩行の際に必ず

被告職員が付き添うべきとすることは、被告において、原告のための専従職員一人を雇うにも等しく、極めて大きな費用と労力を要することが明らかである。

その契約の範疇に当然に属するとは言

い難いからである。原告と被告の間で締結された入所契約の中にかかる義務

が含まれていたと言えるには、その旨

の合意が契約の中身として特に確認し得ることが必要である。

そこで、以下、そのような特別の合

意があつたと言えるかを検討するに、原告と被告の間の入所契約の中味は、まず当事者間で交わされた契約書

（《証拠略》、以下「本件契約書」といって、上記第四条に記載ある重要事項の記載から解釈すべきである。）の記載から解釈すべきである。

本件契約書を見ると、先ず第一条に、

契約の目的として、「本契約は、介護

保険法関係諸法令の定めるところにより、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並び

に日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立し

た日常生活を営むことができるよう

とともに、その方の居宅における生活への復帰を目的とします。」との記載

があり、施設の運営方針として、「ぬくもりのある家庭的な雰囲気の中で、

おひとりおひとりの生き方を尊重し、そばに寄り添うケアを目指し、安心し

て生活できる療養環境を提供します。」

との記載があり、サービスの概要とし

て、医療サービスの提供、栄養管理と

プラン作成の際には、利用者の有する

能力や置かれている環境に基づいて、

利用者が最も人間的で自立した日常生活の介助、入浴の介助、排泄の介助、

食事の介助、日常生活の自立支援の機能訓練、その他自立支援(心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に務め、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと、寝たきり防止のために、できる限り離床

と、適切な整容の援助をすること、趣味の充実と拡大への支援をおこなうこと)についての記載があり、さらに、

制限しないこと等の記載がある。そし

て、上記第四条に記載ある重要事項

「高齢者の特性について」として、「ご高齢者には、以下に示すような特性があります。当施設に入所された後も、スタッフは十分注意を払いますが、ご高齢者の特性上、下記のようなことが起こり得ることを十分理解いただきますようお願い申し上げます。」として、環境の変化に伴う初期の症状悪化、転倒や打撲で簡単に骨折し、大腿骨の骨折が特に多く、寝たきりの原因によること、誤嚥による生命の危険があること、夜間せん妄が起こり易く、転落や転倒の原因になることが列挙されています。

以上からすると、本件契約においては、医学的管理の下に、入所者ができるだけその能力に応じた自立した日常生活ができるよう支援し、居宅での生活に復帰することを目指すこと、そのような自立した生活のために、できる限り入所者に対する拘束を少なくすることが基本的な方針とされていたことが認められる。そうすると、かかる基本方針から見て、原告が歩行する際に被告の職員が原告に常に付添い介助することまでは、当然には原告と被告との間の契約内容にはなっていないかたと解すべきである。なぜなら、な

るべく入所者の自立を図ることを基本方針とする以上、まだ歩行能力が失われていない原告の歩行を制限せずに、可能な限り自立的に歩行できるように起こり得ることを十分理解いただきますようお願い申し上げます。」として、環境の変化に伴う初期の症状悪化、転倒や打撲で簡単に骨折し、大腿骨の骨折が特に多く、寝たきりの原因によること、誤嚥による生命の危険があること、夜間せん妄が起こり易く、転落や転倒の原因になることが列挙されています。

以上からすると、本件契約においては、医学的管理の下に、入所者ができるだけその能力に応じた自立した日常生活ができるよう支援し、居宅での生活に復帰することを目指すこと、そのような自立した生活のために、できる限り入所者に対する拘束を少なくすることが基本的な方針とされています。

確かに、重要事項説明書（《証拠略》）には、入所から三〇日以内の初期加算として、一日あたり、利用料金の一部を利用者が負担する旨の記載がある。そして、そのように自立を目指して入所者の自由な行動をある程度認める反対として、高齢者の特性による危険が伴いがちであることに鑑み、重要事項説明書に、高齢者には様々な事故が起こりやすいことへの理解を求める項目を明記し、それを契約内容に取り込んでいるものと解される。

以上によれば、原告が転倒する危険を完全に排除するために、原告が歩行する際に被告の職員が常時原告に付き添い介助することまでは、当然には、本件契約による合意の内容とはなっていないかったものと解され、他その旨の特約があつたとか、原告の転倒の危険があるため見守りをきちんとしてもらいうる念を押した点を主張する。

確かに、《証拠略》の施設サービス契約書には、家族の希望との括弧書きとともに、歩行不安定、転倒しない様にしてほしい等の記載がされている。これが認められ、X2から被告に対しても、原告は転倒の危険があるから見守りをしてほしい旨の話がされたことが認められる。

しかしながら、この点をもって、入所契約の内容を変更するほどの特約と金について初期加算があることを主張する。確かに、重要事項説明書（《証拠略》）には、入所から三〇日以内の初期加算として、一日あたり、利用料金の一部を利用者が負担する旨の記載があることのゆえに、特約が締結されたとまでは認められない。

そのX2からの申入れ内容が、歩行の歩行に常時付添う義務の根拠になることは考えられない。そもそも、重要事項説明書は、当初から本件契約書（《証拠略》）の内容を構成しているものであつて、本件契約に対する特約を構成するものとも解されない。

ii 契約時の申入れの点

原告は、入所契約の段階で、X2が、医師や看護師に対し、原告には転倒の危険があるため見守りをきちんとしてもらうよう念を押した点を主張する。

ものとまでは解されない。

iii 一度転倒事故が発生した点

原告は、平成二年一月一八日に、原告が転倒したことがあつたことに照らして、被告の注意義務を加重する根拠として主張している。

確かに、前記認定のとおり、原告が「M」に入所した翌日の平成二年二月一八日午前二時四〇分に、ドンと物音がしたため被告職員が訪室すると、原告が、ベッド横にてシルバーカーを持ったまま座り込んでいる様子が発見されたことがあった(《証拠略》)こと

が認められる。ベッド横で座り込んでいたことからすると、原告が、バランスを崩して、座り込んでしまったことは確かと言える。

しかし、座り込むに至る状況としては、勢いよく倒れたという経緯から、シルバーカーやベッド等に手を付きつつ少しづつ座り込んだという経緯まで様々な状況があり得るのであって、原告が転倒したことが確かに言えない。前記認定のとおり、この時、原告に外的要因による転倒したことが確かとは言えない。

原告の動静に注意を払うにより、具体的に予測される危険がある場合に照らせば、激しい転倒があつたときは速やかに駆けつけて対処し、実際に事故が発生してしまった場合にも速やかに駆けつけて救助ができるようにし

する根拠とすることはできない。

原告の転倒が何度も繰り返されていましたとか、転倒によって現に相当な傷害を負つたことがあつたなどの経緯があれば、原告の一人での歩行を禁止するなどの措置が必要となり得るが、原告が座り込でいたという点のみでは、未だそこまでの必要が生じていたとは言い難い。

以上のはか、上記特段の事情をうかがわせる点は見出されず、被告が原告の動静に注意して原告が歩行する際に被告の職員が必ず付き添うべき義務があることは認めるが、原告の動静に注意する等の義務あるとは認めることができない。

以上に検討したとおり、原告と被告の間の契約内容に鑑みて、被告職員が原告の歩行に必ず付き添う義務までは被告にはないと解されるが、しかし、原告は放棄されていたと言つてよい。五〇分間という時間間隔は、認知症に罹患している入所者に、何らかの事故の危険が具体的に生じ、又は、現に事故が起つた時に、速やかに駆けつけ、対処ないし救助できることができない時間とは到底言えないところであり、五〇分にわたり原告を放置してしまった被告には、この点で、動静確認を怠つた過失があるのであるといふべきである。

以上によれば、その余の注意義務について検討するまでもなく、被告に過

ておくことは最低限必要と言える。そしておこことは最低限必要と言える。それは意味で、當時原告を見守り原告の歩行に必ず付き添うことまでは要求されないとしても、定期的に原告の動静を確認し、その安全を確認すべき義務がないとしても、定期的に原告の動静を確認し、その安全を確認すべき義務がないとしても、定期的に原告の動静を確認することができる。

不履行責任のいざれもが発生すると認められる。

二 爭点(4) 原告の損害について

(1) 治療費

証拠(《証拠略》)によれば、次のとおり、本件事故後の原告の治療費として、合計二万四四六六円を要したことが認められる。

① S病院入院診療料金 一六万二

人員の配置状況にもより一義的に確定し得るものではないが、本件においては、上記のとおり、五〇分間にわたり、原告の安全が確認されていなかつた。

② R病院診療費 五万二〇七六円

③ S病院入院診療料金 一六万二

院雜費として、一日あたり一五〇〇円を相当と認め、七〇日間(平成二年三月三日から同年四月二七日までS病院(《証拠略》)、同年四月二七日から同年五月一一日までR病院(《証拠略》)の入院分として、一〇万五〇〇円を相当と認める。

本件事故後の原告のために要した入院雜費として、一日あたり一五〇〇円を相当と認め、七〇日間(平成二年三月三日から同年四月二七日までS病院(《証拠略》)、同年四月二七日から同年五月一一日までR病院(《証拠略》)の入院分として、一〇万五〇〇円を相当と認める。

(2) 入院雜費

証拠(《証拠略》)及び弁論の全趣旨によれば、平成二年四月二七日、S

病院からR病院に転院する際の介護タクシー代として一万七三三〇円、高速料金として九〇〇円の合計一万八二

○円を要したことが認められる。

(4) 入院慰謝料

上記の七〇日間の入院分の慰謝料としては、一二〇円を相当と認める。

(5) 介護費 六三三二万一一一五円

証拠（『証拠略』、証人X2）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件事故以後、常時看護を必要とする状態となり、現在、二四時間看護のため家政婦を雇っていること、その介護費（介護保険料、介護料、振込手数料の合計）として、平成二年三月分から平成三年六月分まで、合計六三三二万一一五円を支出したことが認められる。

(6) 後遺障害慰謝料 二〇〇〇万円

証拠（『証拠略』、証人X2）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件事故によって下顎頸骨骨折等の傷害を負い、咬合接触関係が得られない状態となり、咀嚼機能が全廃したこと、また、本件事故直後しばらくの間は、家に帰る希望を述べるなど、断片的に発語があり会話をしていたが、しばらく後に言葉を話すことがなくなつて行き、現在では、言語機能に著しい障害がある状態に至っていることが認められる。「咀嚼又は言語の機能を廃したもの」は三級相当、「咀嚼及び言語の機能に

著しい障害を残すもの」は四級相当の

後遺症に該当すると解されるところ、

言語機能の障害は、本件事故後しばらくは会話をしていた部分があることか

らすると、既往症であるレビー小体型認知症も預かつて現在の状態に至つて

いる可能性があるが、咀嚼機能については、前記認定のとおり、それまで飲水摂取・食事摂取は自立していったこと

に鑑みると、本件事故に直接基因して失われたことが明らかである。

したがつて、原告は、本件事故により咀嚼機能を廃したものとして、三級相当の後遺症を負つたことが認められ、三級相当の後遺症に対する慰謝料とし

ては、二〇〇〇万円を相当と認める。

ところで、被告は、原告が從前から認知症により三級を上回る程度の障害を既に負っていたことを根拠として、原告には後遺症に基づく損害賠償額の減額要素として、原告が進行性核上性麻痺に罹患していたことを挙げ

る。

しかしながら、本件全証拠を総合す

るも、原告が進行性核上性麻痺に罹患していたと認めるに足る証拠がない。

進行性核上性麻痺については、あくまでも「疑い」であることが指摘されていていたと認めるに足る証拠がない。

原告が進行性核上性麻痺に罹患して

いたと認めるることはできない。

イ レビー小体型認知症の点

原告が、レビー小体型認知症に罹患

していたことは、当事者間に争いがない。

原告が本件事故により負った直接の

いた者が、怪我をきっかけに、寝たきりの状態となつてしまい、能力が急速に失われて行くことがあることは公知の事実であるところ、わずか数ヶ月の

間に要介護1から要介護5まで進行してしまった原告の精神的苦痛は多大なものであったと推察され、前記のとおり、二〇〇〇万円の慰謝料を認めることが相当である。

(7) 素因減額について

ア 進行性核上性麻痺の点

被告は、原告の素因に基づく損害賠償額の減額要素として、原告が進行性核上性麻痺に罹患していたことを挙げ

る。

しかししながら、本件全証拠を総合す

るも、原告が進行性核上性麻痺に罹患

していない旨主張するが、慰謝料に関してかかる主張は採用できない。原告が

認知症により能力の多くの面で障害を

認知症という素因がなければ、要介護5

算定することは性質上極めて困難なこ

とがらであるところ、レビー小体型認

知症という素因がなければ、要介護5

の状態になること自体えないといふ

点で、認知症の寄与度が小さいと言え

ないことは明らかである。他方、原告

は、本件事故前まで、レビー小体型認

知症であったとはいえ、前記認定のとおり、基本的な生活は自立しており、会話もでき、歩行もできたにもかかわ

傷害は、上口唇挫創、下顎部挫創、両側関節突起骨折、321歯槽骨骨折、

下顎体部骨折（『証拠略』）であつて、かかる局部的な傷害だけでは、原告の

状態に至ることは通常はあり得ないこ

とであるから、そこには認知症の素因

の関与があることは疑いがなく、上記の口部なしし顎部の傷害とレビー小体型認知症が相互的に作用した結果とし

て、原告の現在の状態が形成されたものと解される。したがつて、原告に対する損害賠償額の算定においては、公平の観点から、レビー小体型認知症による素因減額を考慮する必要がある。

その場合、本件事故に基づく直接の

口部なしし顎部に対する傷害とレビー

小体型認知症との寄与の割合を正確に

算定することは性質上極めて困難なこ

とがらであるところ、レビー小体型認

知症という素因がなければ、要介護5

の状態になること自体えないといふ

点で、認知症の寄与度が小さいと言え

ないことは明らかである。他方、原告

は、本件事故前まで、レビー小体型認

知症であったとはいえ、前記認定のとおり、基本的な生活は自立しており、会話もでき、歩行もできたにもかかわ

らず、本件事故直後から、自立した生活が全くできなくなり、そのまま要介護5にまで進んで、全面的な介助が必要な状態になってしまったという経過からすれば、本件事故による傷害がなければ、このような経過はたどり得なかつたことが明らかとも言え、本件事故による傷害の寄与度が軽いとも到底言えない。結局ところ、いずれの要因とともに重要な影響を与えてつ相互に関連して現在の症状を形成したというほかない、それぞれの寄与度は五割ずつと見るのが相当である。

ウ 以上のとおり、原告のレビー小体型認知症の素因の寄与度は五割と認められるところ、原告の主張する損害項目のうち、治療費、入院雜費、交通費、入院慰謝料については、いずれも、本件事故による直接の傷害であり口部ないし顎部事態の治療に必要なものと解されるから、素因減額の対象とはならない。

後遺症慰謝料については、上記のとおり、咀嚼機能の全廃という、顎部の傷害に基因する後遺症の慰謝料であるから、これも素因減額の対象にはならないと解される。

結局のところ、素因減額の対象とな

るのは、原告の請求する損害項目のうち、介護費のみと考えられ、介護費の請求額六三三万二二一五円の五割について素因減額をすることとする、介護費の額は三一六万一一〇七円となる。

ところで、介護費を検討するにあたり、原告が罹患していたレビー小体型認知症が、本件事故がなかったとしても進行した可能性があることを検討しておく必要がある。認知症は一般に年月とともに進行して行くことが多い、本件事故とは無関係に、いずれ要介護5の状態にまで進行した蓋然性が相当程度あることは否定できないところであり、それにもかかわらず、介護費を将来的にも無限定に認めるとはかえつて公平を失するものと考えられる。

原告の認知症がどの程度の速度で進行し得たかは、個人差もあるところであるが、本件事故直前までは、レビー小

体型認知症が進行して能力が急速度に失われつたと認めるに足る証拠はないこと、前記認定のとおり、歩行や妄想等の問題は発現していたものの、

一部の介助があれば、基本的な生活は

もとに入所したものであって、当面は一定の能力を保ち得ることが想定され、いたこと等の諸般の事情を総合考慮すると、少なくとも、今後三年間程度

の介護費については、本件事故と因果関係がある損害と認めることができる

こと、仮執行免脱宣言は相当でないから、これを付さないこととする。

においては、原告の請求する介護費は、本件事故から三年以内の介護費の範囲内に止まっているから、結局、上記三

〇万五〇〇〇円、交通費一万八二二〇円、入院慰謝料一二〇万円、介護費一六万一一〇七円の介護費全額を、本件事故と因果関係がある損害と認めることが可能である。

(8) 以上によれば、原告の損害額は、

治療費二一万四四六六円、入院雜費一

〇万五〇〇〇円、交通費一万八二二〇円、入院慰謝料一二〇万円、介護費一六万一一〇七円、後遺症慰謝料一二〇〇〇万円の合計額である二四六九万八七八三円となる。

(9) 弁護士費用 二五〇万円

上記二四六九万八七八三円の約一割

相当額である二五〇万円をもって、因果関係のある弁護士費用と認める。

(10) 以上によれば、原告の損害額は、

二七一九万八七八三円となり、被告は、原告に対し、二七一九万八七八三円及びこれに対する不法行為の日である平

成二一年二月二六日から支払い済みま

で民法所定の年五分の割合による遅延

損害金の支払義務を負う。

三 よつて、主文のとおり判決する。

なお、仮執行免脱宣言は相当でないから、これを付さないこととする。

福岡地方裁判所大牟田支部

裁判官 伊藤 聰